

旧新湊庁舎跡地利活用事業

事業計画 (修正版)

平成29年10月

射 水 市

旧新湊庁舎跡地利活用事業事業計画（以下「事業計画」という。）は、旧新湊庁舎跡地利活用事業（以下「本事業」という。）において導入する具体的な機能、施設計画及び事業手法など事業遂行に当たっての現時点での計画を明らかにし、平成29年度秋に予定している民間事業者からの提案公募へ向けて、情報提供を行い、より多くの民間事業者の参画を促すことを目的とする。

本資料における「民間事業者」とは、複合交流施設を建設、所有、維持管理を行う事業主体となる事業者を指すものとする。

射水市

平成 29 年 10 月

目次

1. 事業の概要	1
1.1. 事業名称.....	1
1.2. 事業目的.....	1
1.3. 基本方針.....	1
1.4. 位置付け.....	1
2. 事業計画	3
2.1. 事業用地.....	3
2.2. 導入施設.....	5
2.2.1. 複合交流施設.....	5
2.2.2. 公共交通ターミナル.....	6
2.3. 事業スキーム.....	7
2.3.1. 旧新湊庁舎跡地.....	7
2.3.2. 商工会議所敷地.....	8
2.4. 土地利用形態の考え方.....	9
2.5. 事業用地の使用.....	9
2.6. 業務分担.....	10
2.7. 民間施設の施設整備、維持管理及び運営業務の提案に係る条件.....	12
3. 事業計画に関連する施策等	13
3.1. 新湊地区都市再生整備計画.....	13
3.2. 交通ネットワーク.....	14
3.2.1. コミュニティバス.....	14
3.2.2. 万葉線.....	15
3.3. 富山高岡広域都市計画区域区分の変更.....	16
4. 市に関連する各種施策・助成、参考情報等について	17
4.1. 福祉施設関連.....	17
4.1.1. 子育て支援.....	17
4.1.2. 社会福祉.....	18
4.2. 民間企業立地関連.....	18
4.2.1. 商工企業立地.....	18
4.2.2. 融資制度.....	19
4.3. 港湾、観光関連.....	19
4.4. 交通関連.....	19
4.5. 住宅関連・移住定住促進関連.....	20
4.6. 人づくりに関する政策.....	20
5. 事業スケジュール（案）	22

1. 事業の概要

1.1. 事業名称

旧新湊庁舎跡地利活用事業

1.2. 事業目的

観光・ものづくりゾーンとして、豊富な観光資源を生かし、安定的に交流人口を受け入れるため、公共交通（万葉線、コミュニティバス、路線バス等）の結節点として、観光機能も備えた公共交通ターミナルの整備を図る。併せて、新湊地区センターや市民交流機能のほか、観光振興機能等の機能も備えた複合交流施設の整備を図る。

1.3. 基本方針

事業を実施するために選定された単体企業又は複数の企業により構成される民間事業者は、以下に示す方針等に基づき、事業を行うものとする。

(1) 新たな賑わいの創出へつながる施設計画

- ・公共交通（あいの風とやま鉄道、万葉線）や他地区との動線整備（コミュニティバス等）を視野に入れた点在する観光資源との連携強化、観光客の受け入れ及び情報発信体制（観光機能）の確保を行う。

(2) 地域への貢献

- ・事業の実施にあたっては、地域経済の振興や地元雇用の創出を行う。
- ・地域住民が集う交流の場としての位置付けの強化を行う。

(3) ユニバーサルデザインに配慮した施設計画

- ・バリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れ、乳幼児から高齢者、障がい者まですべての市民にとって使いやすく、安心して快適に利用できる施設とする。

1.4. 位置付け

本事業用地は、射水市（以下「市」とする。）の主な観光資源である、新湊大橋、内川、新湊漁港、きつときと市場、海王丸パークや港湾施設を有し、ものづくり企業が集積している「新湊地区」に位置している。

市は、新湊地区のほかに、小杉地区、大門地区、大島地区、下地区から構成されており、それぞれが合併前の旧中心市街地を中心とした生活圏を形成している。本事業は、これら地域間連携の強化及び観光ネットワークの整備を図り、市全域の観光・産業の振興を促し、住みやすいまちとして賑わいを創出する役割を担っている。本事業により、以下の項目を実現させ、新湊地区の活性化、定住・交流人口増加を図る。

- ①地域住民が集う交流の場
- ②点在する観光資源の連携
- ③公共交通（あいの風とやま鉄道、万葉線）からの動線の確保
- ④地域間連携の強化を図る公共交通（コミュニティバス等）の整備
- ⑤観光客の受け入れ、情報発信体制（観光機能）の確保



図 1 射水市のプロジェクト関連図

2. 事業計画

2.1. 事業用地

(1) 概要

事業予定地の敷地概要及び建築基準法等による法規制等の条件を表 1 に示す。

表 1 本事業用地の概要

項目		内容
所在地及び敷地面積		旧新湊庁舎跡地（本町二丁目 97） 12,177.740 m ² 商工会議所敷地（本町二丁目 102-4） 1,340.58 m ²
都市計画による制限	区域区分	近隣商業地域
	建ぺい率	80%
	容積率	300%
	道路斜線	1.5 勾配（適用距離 20m）
	隣地斜線	31m + 2.5 勾配



図 2 射水市都市計画総括図

(2) 現在の状況

現在、本事業予定地に存在する既存施設を、表 2 及び図 3 に示す。

表 2 本事業用地の現況

区分	No	施設名称	備考
屋内 施設	1	旧新湊庁舎	除却
	2	旧保健センター	除却
	3	商工会議所	存続を予定
屋外 施設	1	下水道本町中継ポンプ場及び圧送管	存続
	2	消雪ポンプ場	存続
	3	消雪井戸	存続または敷地内での移設を検討
	4	防火水槽	存続または提案内容に応じて対応 を検討
	5	強震観測施設	存続
	6	庁舎敷地排水路（県道占有許可物件）	存続
	7	車庫	除却

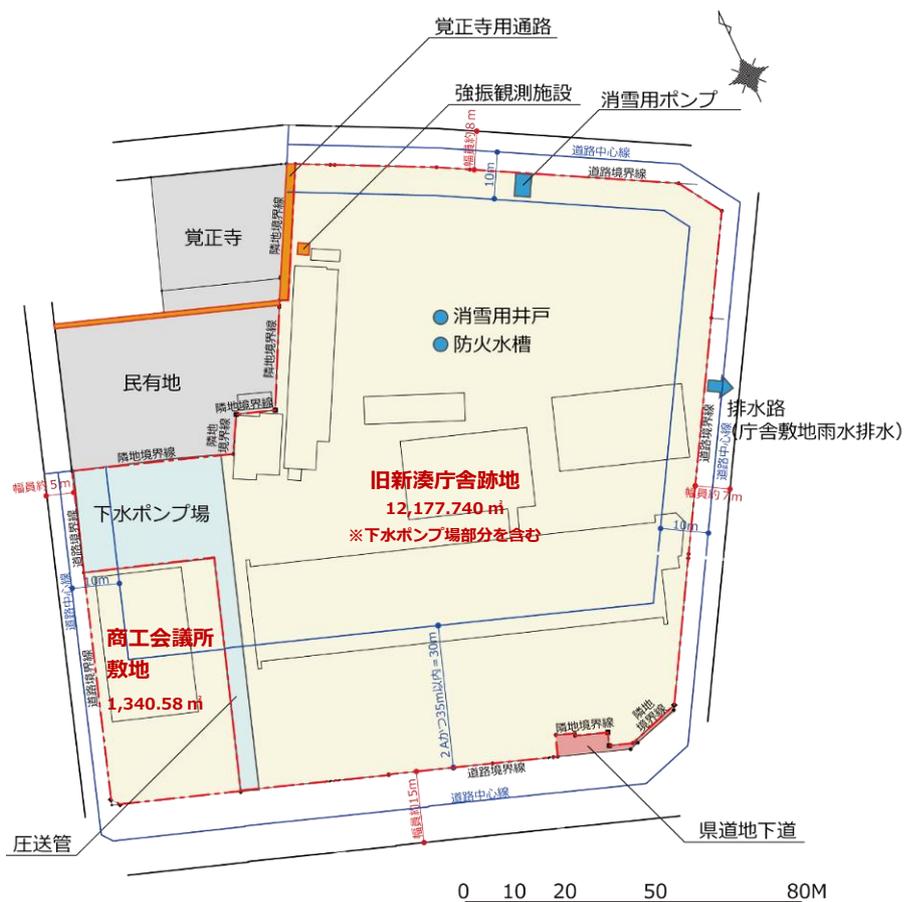


図 3 本事業用地の現況

(3) 事業用地に係る条件

下水道本町中継ポンプ場の圧送管埋設部分については、建物の建設は不可とし、外構として利用することは可とする。

2.2. 導入施設

導入を想定している施設は、公共施設と民間施設からなる複合交流施設、公共交通ターミナルである。

2.2.1. 複合交流施設

(1) 公共施設

表 3 公共施設

項目	内容
必要機能	新湊地区センター
	コンベンション施設
	市民交流スペース
	観光案内施設
	提案施設
規模	1,500 m ² 程度を想定
特記事項	<ul style="list-style-type: none">・民間事業者が整備する施設の一部を賃借して確保する。・利用者の視認性や利便性に配慮し、分かりやすい配置とすること。

a) 新湊地区センター

- ・証明書発行等の市民サービスを実施する施設とする。
- ・市民の利便性に配慮し1階に設置すること。

b) コンベンション施設

- ・日常の市民活動を補助し市民や企業にとって利便性に優れた会議室を備えた施設とする。
- ・会議室は、多目的ホールとしての利用も想定し、柔軟な運用に配慮した施設とする。

c) 市民交流スペース

- ・住民の学習・文化活動、市の子育て・家庭・若者支援、訪問者との交流の場となる市民交流スペースを備えた施設とする。
- ・施設利用者間の交流や情報交換が活発になされ、市民の交流活動意欲をさらに高めるような施設とすること。

d) 観光案内施設

- ・コミュニティバスの情報提供や射水市内の観光資源の紹介やPRを行う施設とする。

e) 提案施設

- ・観光振興、地域活性化に寄与する提案施設を公共施設内に提案可能とする。

(2) 民間施設

表 4 民間施設

項目	内容
期待する機能	オフィス機能（地元事業者含む）
	賑わい創出機能、定住促進等、地域の活性化に資する機能
	地元食材販売所、宿泊施設等、観光振興に資する機能
規模	提案による
特記事項	・観光拠点としての機能に配慮した導入機能とすること。なお、福祉施設、住宅施設等の併設を可とする。

(3) 外構

- ・施設利用者の利用に配慮した、外構を整備すること。

2.2.2. 公共交通ターミナル

表 5 公共交通ターミナル

項目	内容
必要機能	コミュニティバス、路線バス、観光バス、タクシー等の乗り入れを想定。
規模	バス乗降場 2 台、バス停車場 5 台、タクシー乗降場 2 台、タクシープール 3 台、一般駐車スペース 15 台、待合スペース 等
特記事項	・周辺の交通状況を踏まえた配置計画を行うこと。 ・コミュニティバスの発着の観点からバスの出入口は前面道路に設けること。また、歩車分離を図ること。

2.3. 事業スキーム

公共施設及び民間施設により構成される複合交流施設は、民間事業者が設計・建設・維持管理・運営を行う。公共施設については、市が民間事業者に賃借料を支払い利用することを前提とする。

事業スキームは、平成 28 年度に実施した民間意向調査の結果を踏まえて、定期借地権設定契約を前提とする。なお、市は、民間事業者の提案に応じて一部敷地を売却することも可能とする。

民間事業者の収入は、市が民間事業者を支払う賃借料、及び民間施設を民間事業者自らで管理運営を行い利用者から直接得る利用料又は運営委託を行ったテナント等から得る使用料とする。なお、民間事業者の提案により、民間施設の一部又は全部を第三者へ売却し、売却費用を得ることも可能とする。

2.3.1. 旧新湊庁舎跡地

民間事業者は、旧新湊庁舎跡地（12,177.740 m²）内に、複合交流施設と公共交通ターミナルを整備すること。なお、複合交流施設と公共交通ターミナル以外に将来計画施設建設用地を確保し、商工会議所敷地と連携を図った旧新湊庁舎跡地全体の土地利用の提案を行うこと。

(1) 複合交流施設用地

民間事業者の提案による、複合交流施設整備に必要な外構を含んだ敷地範囲とする。複合交流施設用地については、定期借地契約の敷地の対象とする。

(2) 公共交通ターミナル用地

公共交通ターミナルの整備に必要な用地を確保すること。なお、市と民間事業者が定期借地権設定契約とは別途締結する工事請負契約に基づき、民間事業者が整備した公共交通ターミナルの所有権は市が有し、維持管理・運営については、市が本事業とは別に実施する。

公共交通ターミナル用地については、定期借地契約の敷地の対象外とする。

(3) 将来計画施設建設用地

宿泊施設等が整備可能な用地として 1,400 m²程度の空地将を将来計画施設建設用地として確保すること。

将来計画施設建設用地に、暫定利用として公園や駐車場・駐輪場等の提案を行うこと。なお、暫定利用であることから設備の撤去や再利用に配慮した計画とすること。

提案内容に応じて、民間事業者が整備した設備等を市が所有し、維持管理・運営については、市が本事業とは別に実施する方針とする。ただし、本事業に合わせ、民間事業者の提案に応じて運營業務を委託することも検討する。

将来計画施設建設用地については、定期借地契約の敷地の対象外とする。

(4) その他用地

(1) ～ (3) の用地以外の部分については、基本方針を踏まえた土地利用の提案を行うこと。

土地利用の提案に際しては、表 6 の付属施設について留意すること。また、曳山祭りやイベント等への利用に配慮した計画とすること。

提案内容に応じて、民間事業者が整備した施設等を市が所有し、維持管理・運営については、市が本事業とは別に実施する。ただし、本事業に合わせ、民間事業者の提案に応じて運營業務を委託することも検討する。

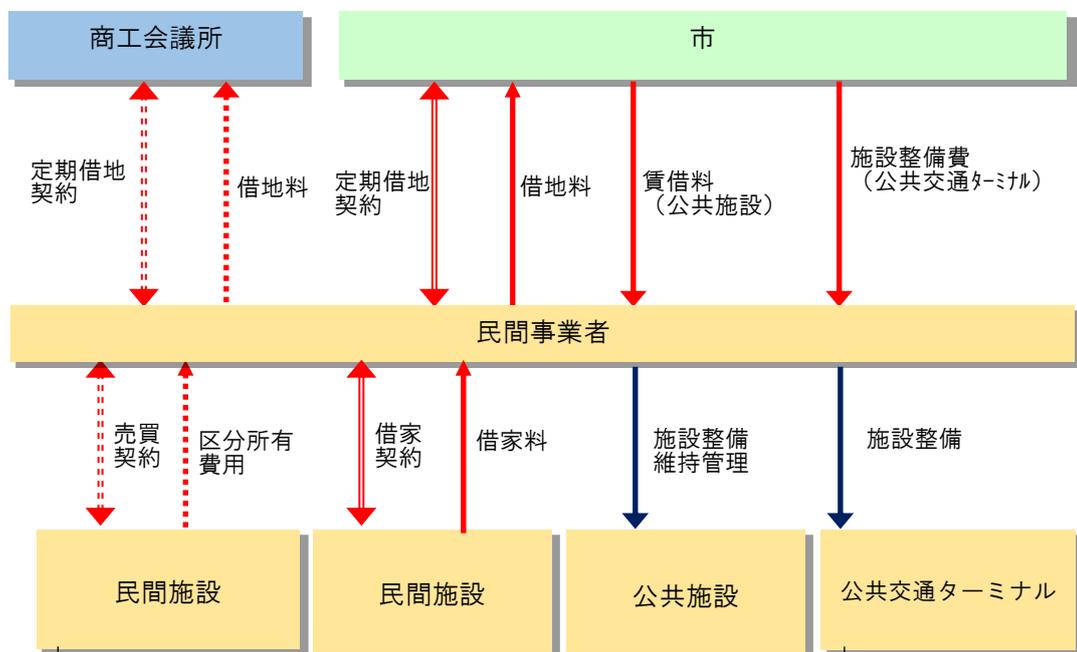
その他用地については、定期借地契約の敷地の対象外とする。

表 6 付属施設

No.	施設名称	備考
1	下水道本町中継ポンプ場及び圧送管	存続
2	消雪ポンプ場	存続
3	消雪井戸	存続または敷地内での移設を検討
4	防火水槽	存続または提案内容に応じて対応を検討
5	強震観測施設	存続
6	庁舎敷地排水路（県道占有許可物件）	存続
7	防災スペース（約 500 m ² ）	新設

2.3.2. 商工会議所敷地

商工会議所敷地（1,340.58 m²）については、商工会議所が複合交流施設とは別に、既存の商工会議所の再整備を行う予定である。施設整備計画に際して、民間事業者は商工会議所敷地と旧新湊庁舎跡地の一体的な利用が可能となるよう配置計画の提案を行うこと。なお、商工会議所敷地については、定期借地契約の対象外とする。ただし、民間事業者が商工会議所敷地を利用した事業を行うことも可能とするので、その場合は、商工会議所と民間事業者が施設整備の条件等について別途協議を行うこと。



※商工会議所敷地の利用は民間事業者の任意提案による。

図 4 契約形態の概念図（案）

※公共交通ターミナルについては市が別途維持管理を実施する。

2.4. 土地利用形態の考え方

土地利用については、旧新湊庁舎跡地（12,177.740 m²）から、将来計画施設建設用地及び公共交通ターミナルを除いた部分に、民間事業者が所有する複合交流施設を整備する。定期借地契約の対象敷地は民間事業者の提案とし、民間事業者が所有する複合交流施設を整備するために必要な敷地とする。公共交通ターミナル及びその他用地に民間事業者が提案した施設のうち市が認めたものについては、市が整備する。

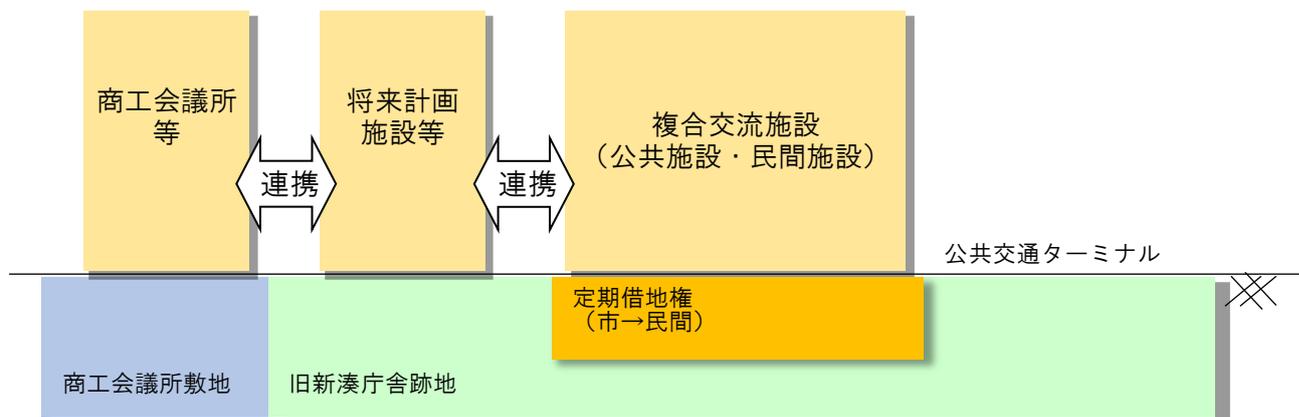


図 5 土地利用形態の概念図（案）

2.5. 事業用地の使用

事業用地については、定期借地権を設定するものとする。

(1) 民間事業者への土地貸付条件

表 7 民間事業者への土地貸付条件

項目	内容
敷地条件	普通財産
形態	定期借地権（借地借家法第 22 条又は第 23 条）
賃借期間	提案による（おおむね 30 年程度を想定）
地代	年額 649 円/m ² 以上で事業者の提案による

(2) 公共施設の借受条件

表 8 公共施設の借受条件

項目	内容
形態	建物賃貸借（施設完成後、市が民間事業者から賃借する）
賃借期間	借地期間から建設・除去工事期間を除いた期間
賃料及び共益費	月額 3,700 円/m ² 以内で事業者の提案による

2.6. 業務分担

次に主な業務分担を示す。民間事業者への敷地の引渡しは旧新湊庁舎撤去後とする。

(1) 複合交流施設

複合交流施設の整備、維持管理、運営における市と民間事業者の業務分担を示す。新湊地区センター、コンベンション施設、市民交流スペース及び観光案内施設の運營業務は市が実施することを前提とするが、民間事業者の提案に応じて本事業にあわせて運營業務を委託することも検討する。（新湊地区センターは除く。）

また、民間事業者の提案により整備する公共施設（提案施設）については、提案に際して、運営方法や運営主体（市による運営または民間事業者、その他団体等の運営を含む。）を提案すること。

表 9 業務内容と市・民間事業者の業務分担

区分	No.	業務内容		業務分担	
		項目	詳細	市	民間事業者
施設 整備	1	事前調査等業務	設計・工事に必要となる測量調査、地質調査（ボーリング調査）	民間事業者が応募する際の検討に必要となる以下の調査 ・測量調査 ・合筆	左記以外で民間事業者の提案により必要となる各種調査業務
	2	建設に伴う各種申請業務	建築確認申請、開発許可申請、工事に必要な申請	特になし	民間事業者の提案により必要となる各種申請業務
	3	設計・工事業務	設計・工事に伴い必要な業務	特になし	民間事業者の提案による設計・工事業務。
維持 管理	4	維持管理業務	維持管理に伴い必要な業務	特になし	民間事業者の提案による維持管理業務
運営	5	運営業務	民間施設部分の運営に伴い必要な業務	特になし	民間事業者の提案による運營業務
		公共施設部分の運営に伴い必要な業務	提案に基づき、市が実施すべき業務	民間事業者の提案による運營業務	

(2) 公共交通ターミナル

公共交通ターミナルの整備、維持管理、運営における市と民間事業者の業務分担を示す。公共交通ターミナルの運営業務は市が実施することを前提とする。

表 10 業務内容と市・民間事業者の業務分担

区分	No.	業務内容		業務分担	
		項目	詳細	市	民間事業者
施設整備	1	事前調査等業務	設計・工事に必要となる測量調査、地質調査（ボーリング調査）	民間事業者が応募する際の検討に必要となる以下の調査 ・測量調査 ・合筆	左記以外で民間事業者の提案により必要となる各種調査業務
	2	建設に伴う各種申請業務	建築確認申請、開発許可申請、工事に必要な申請	特になし	民間事業者の提案により必要となる各種申請業務
	3	設計・工事業務	設計・工事に伴い必要な業務	特になし	民間事業者の提案による設計・工事業務。
	4	交付金申請	都市再生整備計画に関わる交付金申請業務	市による実施	交付金申請に関わる支援
維持管理	5	維持管理業務	維持管理に伴い必要な業務	維持管理業務を実施	特になし
運営	6	運営業務	公共交通ターミナルに必要な業務	市による実施	特になし

(3) 将来計画施設建設用地及びその他用地

将来計画施設建設用地及びその他用地の整備、維持管理、運営における市と民間事業者の業務分担を示す。将来計画施設建設用地及びその他用地の土地利用提案に際して、必要に応じて運営方法や運営主体（市による運営または民間事業者、その他団体等の運営を含む）をあわせて提案すること。

表 11 業務内容と市・民間事業者の業務分担

区分	No.	業務内容		業務分担	
		項目	詳細	市	民間事業者
施設整備	1	事前調査等業務	設計・工事に必要となる測量調査、地質調査（ボーリング調査）	民間事業者が応募する際の検討に必要となる以下の調査 ・測量調査 ・合筆	左記以外で民間事業者の提案により必要となる各種調査業務
	2	建設に伴う各種申請業務	建築確認申請、開発許可申請、工事に必要な申請	特になし	民間事業者の提案により必要となる各種申請業務

区分	No.	業務内容		業務分担	
		項目	詳細	市	民間事業者
	3	設計・工事業務	設計・工事に伴い必要な業務	特になし	民間事業者の提案による設計・工事業務
維持管理	4	維持管理業務	維持管理に伴い必要な業務	維持管理業務を実施	特になし
運営	5	運営業務	運営に伴い必要な業務	提案に基づき、市が実施すべき業務	民間事業者の提案による運営業務

2.7. 民間施設の施設整備、維持管理及び運営業務の提案に係る条件

民間施設については、公共施設利用者の利便性向上や、新湊地区の地域活性化、市民の回遊性の向上などの賑わい創出を図る目的から、以下の条件により、提案を求めるものとする。

- (1) 用地規模、施設レイアウトについては自由提案とする。
- (2) 民間施設の施設整備、維持管理及び運営業務は民間事業者の独立採算とする。当該業務に起因するリスクは民間事業者が自らの責任において負担すること。
- (3) 公共施設に限らず、新湊地区の賑わいの創出や活性化に寄与する周辺施設との連携を図るなど、新湊地区と調和した施設とすること。ただし、以下に掲げる施設は除く。
 - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業及び性風俗特殊営業の用に供する施設
 - ・ 興行場法（昭和 23 年法律第 137 号）第 1 条に規定する興行場のうち、業として経営される教育上ふさわしくない施設
 - ・ 射幸心を刺激する娯楽を目的として不特定多数のものが出入りする施設
 - ・ 周辺の風紀の維持の観点でふさわしくない施設
 - ・ その他本事業の目的との適合の観点でふさわしくない施設

3. 事業計画に関連する施策等

3.1. 新湊地区都市再生整備計画

(1) 再生整備計画の概要

新湊地区の都市再生整備計画事業は、第一期の平成 17 年から平成 20 年においては「内川を活かした魅力的な水辺空間による市民、観光客の交流拠点の創造」を目標とし、第二期の平成 21 年から平成 25 年では、「内川を中心とするまちなかの魅力向上による、多様な交流機会と安心・安全な暮らしの創造」を目標として進めてきた。

現在、第三期新湊地区都市再生整備計画を策定中であり、本事業が中核をなす予定である。

(2) 地区の現況

地区を流れる内川周辺では、これまでの旧まちづくり交付金事業で、観光客をターゲットした整備等を進めてきており、日本のベニスの名に相応しい景観を有している。また、地区の伝統「曳山」を今に伝える曳山まつりでは、多くの観光客が訪れている。

(3) 計画範囲（案）と地域資源

再生整備計画の計画範囲は、図 6 の赤枠の範囲である。本事業用地に公共交通ターミナルを整備することにより、新湊地区、港湾エリアへの人の流れを創出する。



図 6 計画範囲（案）と地域資源

(4) 再整備計画の検討方針

当該計画地の魅力再生と内川から当該計画地への景観づくりによる活力あるまちづくりを目指す。また、本事業用地から内川までの回遊性の向上や、子育て世代、高齢者等の多世代が気軽に買い物できる住環境整備を行うことをソフト・ハードの両面から検討する。

3.2. 交通ネットワーク

3.2.1. コミュニティバス

市では、コミュニティバスが市民交通の重要な移動手段となっている。本事業用地に整備する公共交通ターミナルは、現在市民病院が担っている拠点機能を分担するもので、市内の交通結節点として整備する方針である。また、コミュニティバス路線の全体的な見直しを検討予定である。

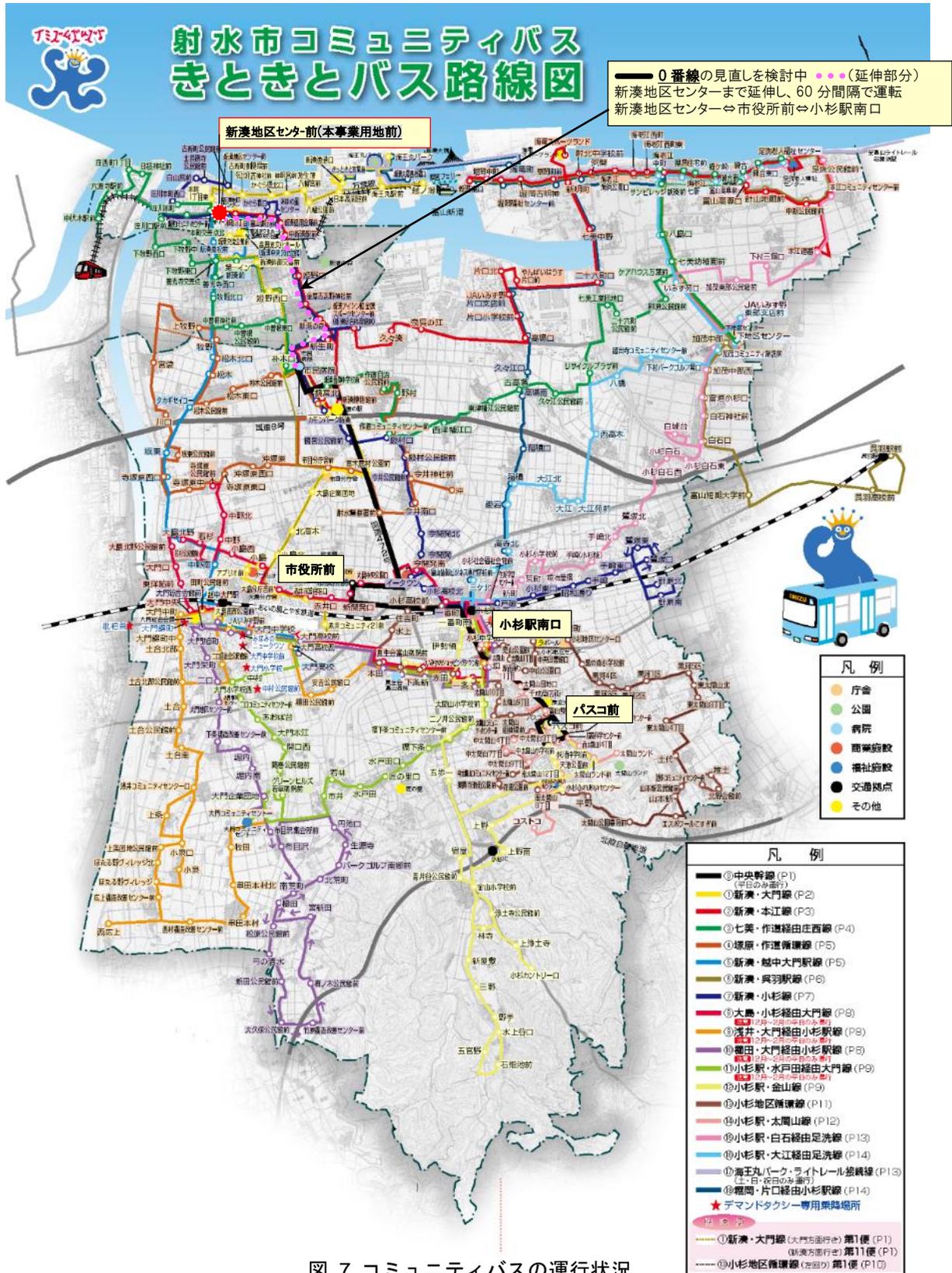


図 7 コミュニティバスの運行状況

3.2.2. 万葉線

新湊地区と高岡市を結ぶ万葉線は、自家用車に並ぶ通勤・通学など沿線住民の交通手段のひとつであり、平成14年より第三セクターにより運営されている。本事業用地は西新湊駅に近接しており、万葉線沿線住民及び観光客の主要な交通結節点のひとつであると考えられる。

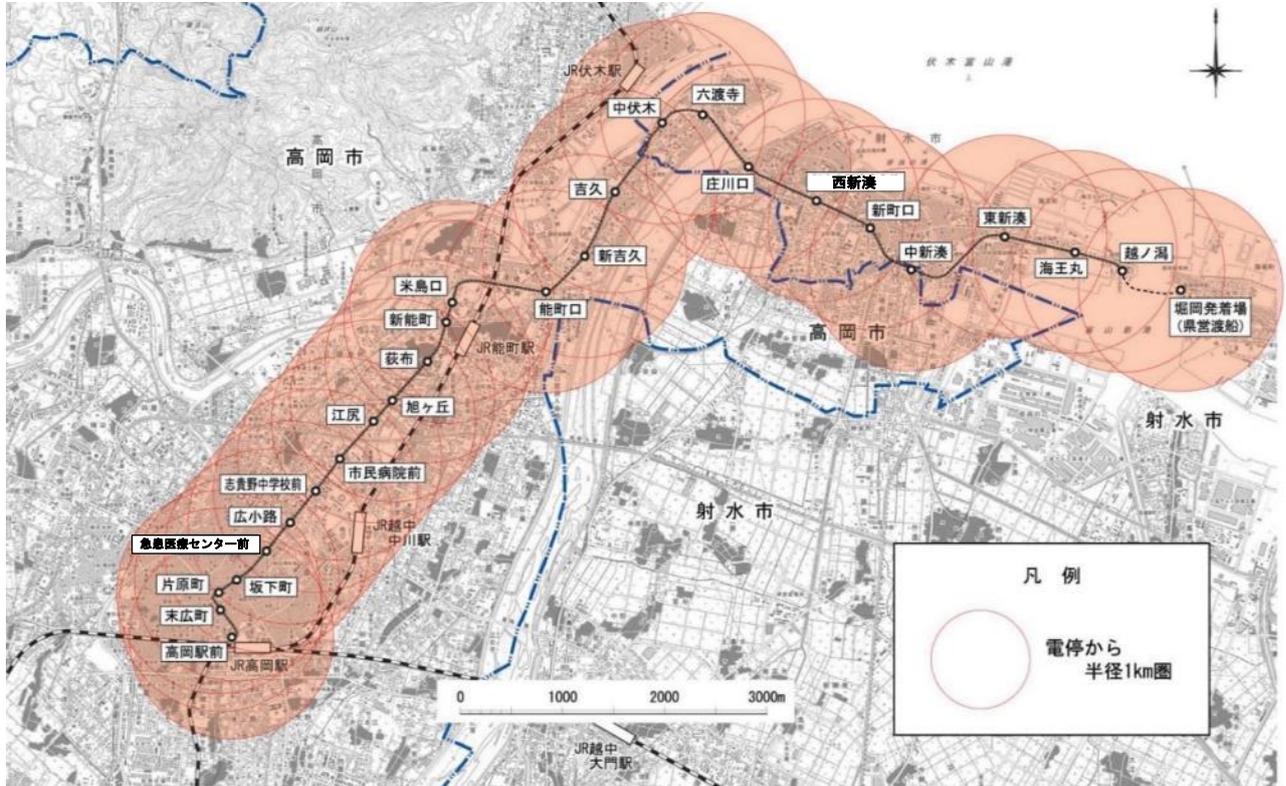


図 8 万葉線沿線地域

出典：万葉線活性化総合連携計画 平成22年 高岡市 射水市

3.3. 富山高岡広域都市計画区域区分の変更

平成 28 年に富山高岡広域都市計画区域区分の変更が実施され、本事業用地付近を含め複数の市街化調整区域が市街化区域に編入された。今後当該区域のポテンシャルの向上が見込まれる。

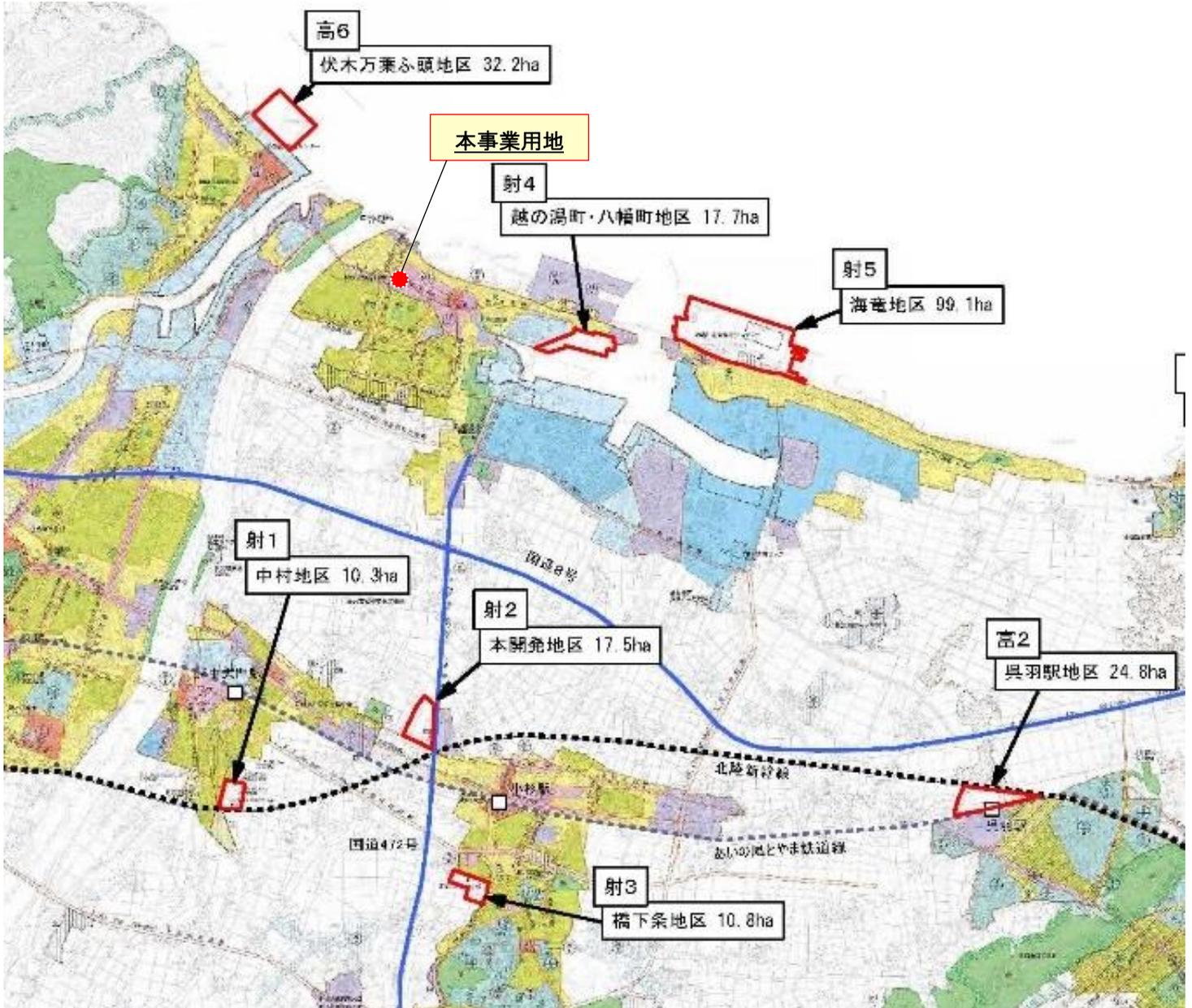


図 9 富山高岡広域都市計画区域区分の変更 概要図

出典：富山高岡広域都市計画区域区分の変更 平成 28 年 富山県

4. 市に関連する各種施策・助成、参考情報等について

各種施策・助成、参考情報について示す。助成制度の詳細は各官公庁へ問い合わせのこと。

4.1. 福祉施設関連

4.1.1. 子育て支援

(1) 施設整備に関する助成制度

幼保連携認定こども園（小規模保育事業を含む）、病児保育施設、子育て支援センター、児童館の施設整備の経費の一部に充てるための交付金を交付する。

表 12 施設整備に関する助成制度

No.	名称	参考資料名称
1-1	幼保連携型認定こども園（保育所機能部分）に関する整備補助（厚労省）	【参考資料 1-1】
1-2	幼保連携型認定こども園（幼稚園機能部分）に関する整備補助（厚労省）	【参考資料 1-2】
1-3	病児保育施設に関する整備補助（厚労省）	【参考資料 1-3】
1-4	子育て支援センター、児童館等に関する施設整備補助（厚労省）	【参考資料 1-4】

(2) 子育て支援に関する施策

市では、次の子育て支援施策を実施し、経済的支援、仕事と子育ての両立の支援及び子育ての負担や不安軽減の支援を行っている。

表 13 子育て支援に関する施策

No.	名称	施策概要
1-5	子ども医療費の助成	中学校3年生までの医療費を助成
1-6	保育料の無料化	第3子以降児童、年収360万円未満の第2子およびひとり親家庭等世帯の保育料の無料化
1-7	保育料の低額化	市町村民税所得割額課税世帯が3歳未満の子どもを11時間預けた場合月額11,000円～46,000円
1-8	不妊治療費の助成	1年度あたり30万円まで助成
1-9	不育治療費の助成	治療費の一部を助成
1-10	多様な保育	延長保育13園（18:00～19:00）、10園（19:00～20:00） 休日保育9園、一時預かり8園、病児保育1園
1-11	放課後児童クラブ（学童保育）	市内13小学校区（21学級）設置
1-12	とやまっ子さんさん広場 【運営：地域住民・ボランティア】	地域住民やボランティアなどの地域の力を生かして、その地域の子どもたちの居場所づくりを行う。市内に3か所設置。
1-13	ファミリーサポートセンター 【運営：射水市社会福祉協議会】	「子育ての手助けが必要な方」と「子育てをサポートしたい方」が会員登録し相互援助活動を行う。 学童保育後の預かりや送り迎え等に利用されている。 利用料金 月～金（7:00～19:00）1時間／700円 上記以外（早朝、夜間及び土・日・祝祭日）1時間／900円
1-14	相談窓口の充実	子育て支援センター、保健センター、児童館、子どもの悩み総合相談室、母子総合相談室、発達支援相談・教室、幼児ことばの教室、教育センター、ほっとスマイルなどの相談窓口を設置。

※上記の施策は、射水市HP内「平成29年度射水市子育てガイド」に掲載されている。

4.1.2. 社会福祉

(1) 施設整備に関する助成制度

高齢者関連施設（高齢者向け住宅、介護保険施設、グループホーム、老人福祉施設等）の施設整備の経費の一部に充てるための支援を行っている。

No.	名称	参考資料名称
1-15	射水市富山型デイサービス施設支援事業費補助金（富山県）	【参考資料 1-5】
1-16	富山県地域密着型介護基盤整備事業費補助金（厚労省）	【参考資料 1-6】
1-17	障害者グループホーム整備事業補助金（富山県）	【参考資料 1-7】
1-18	富山県生涯福祉関係社会福祉施設等施設整備費補助金（富山県）	【参考資料 1-8】

(2) 福祉関連の施策

市の福祉関連の施策は次のとおりである。

No.	名称	施策概要
1-19	射水市寝たきり高齢者等おむつ支給事業	在宅の寝たきり高齢者等に対し、おむつ引き換え券を支給する。（支給限度額は月額 7,200 円）
1-20	在宅要介護高齢者福祉金	要介護 4、5 に認定された在宅の 65 歳以上の方で、本人及び世帯の所得が一定の範囲内にある方に福祉金を月額 5,000 円支給する。
1-21	在宅福祉介護手当	要介護 4、5 に認定された方と同居し、在宅で介護をしている方に手当を月額 2,500 円支給する。
1-22	高齢者等車いす対応タクシー券交付事業	要介護状態で外出時に車いす等を利用している高齢者等に、車いす対応タクシー券を交付する。（月額 3,000 円）

4.2. 民間企業立地関連

4.2.1. 商工企業立地

市及び国・県では、次の商工企業立地に係る施策を実施し、減税等の支援を実施している。また、交付要件を満たす民間研究所及び本社機能の県外からの移転に対しては、建物及び土地取得等の経費の一部の助成を行っている。

No.	名称	参考資料名称
2-1	射水市宿泊・観光集客施設立地促進助成金制度 ※対象地域は海王町、海竜町及び海竜新町のみ	【参考資料 2-1】
2-2	射水市創業支援事業補助金	【参考資料 2-2】
2-3	県内拠点の強化・拡充を行う企業への支援制度（富山県）	【参考資料 2-3】
2-4	産業競争力強化法に基づく創業支援（経産省）	【参考資料 2-4】
2-5	商業・サービス業活性化資金（富山県）	【参考資料 2-5】

4.2.2. 融資制度

民間事業に関連する融資制度は次のとおりである。

No.	名称	施策概要
2-6	ふるさと融資（地域総合整備財団）	都道府県又は市町村が長期の無利子資金を融資する制度。地域振興につながるあらゆる分野の民間事業で、雇用が増えることを対象事業の要件としている。
2-7	MINTO 機構の事業	民間都市開発事業に対し安定的な資金支援など多様な支援を行ってきており、3つの金融支援メニューのほか、資金助成メニューがあり、計4つの支援業務を行っている。
2-8	商業・サービス業活性化資金	一般枠：観光旅館業者を対象として、設備資金に対して融資を行う。（限度額は3,000万円） 特別枠：観光旅館業者（中小企業、富山県ホテル・旅館生活衛生同業組合の組合員）を対象として、設備資金（設備資金に伴う運転資金）に対して融資を行う。（限度額は5,000万円）

4.3. 港湾、観光関連

港湾、観光関連の施策は次のとおりであり、今年度「(仮)射水市観光振興計画」を策定予定である。

No.	名称	施策概要
3-1	射水みなとまちづくり方策（H26.3）（市）	新湊大橋の完成(平成24年)を地域活性化のための大きなチャンスであると捉え、周辺の未利用地の活用と、新湊地区市街地と東西両埋立地との連携による地域活性化の方策について検討し、みなとを中心とした新しいまちづくりの指針を策定したもの。
3-2	観光振興計画（市）	今年度、(仮)射水市観光振興計画を策定予定。旧新湊庁舎跡地の複合施設や公共交通ターミナルを生かした取組を進めていく旨の記載を予定している。

4.4. 交通関連

交通関連に関する取り組み及び情報は次のとおりであり、本事業による公共交通ターミナル整備と合わせ、コミュニティバス路線の見直しを行うと共に、民間バス事業者に対しても路線見直しを働きかける予定である。

No.	名称	参考資料名称
4-1	コミュニティバス路線見直しについて	【参考資料4-1】
4-2	コミュニティバス乗降者数（新湊地区センター）	【参考資料4-2】

4.5. 住宅関連・移住定住促進関連

市による住宅関連の施策は次のとおりである。移住定住促進のための助成、未利用宅地の購入費助成及び三世代同居住宅リフォーム費用への助成等の支援が行われている。

No.	名称	施策概要
5-1	空き家対策支援事業（老朽危険空き家の解体補助事業、解体後の新築・増築及び跡地購入住宅補助事業）	老朽危険空き家の解体に要する経費及び解体後の住宅の新築又は増築並びに解体後の跡地購入に要する経費に対し、予算の範囲内においてその費用の一部を補助金として交付する。
5-2	若者世帯定住促進家賃補助事業	市内の民間賃貸住宅等（アパート含む）に契約し、平成 28 年 4 月 1 日以降に新たに入居した新婚、子育て及び転入世帯へ家賃補助する。
5-3	指定宅地取得支援事業	市が指定する土地区画整理・民間開発住宅団地（団地型）及び空き家情報バンクに登録された市街化区域内の未利用宅地（バンク型）の購入費を補助する。
5-4	木造住宅耐震診断、改修支援事業（耐震診断、耐震改修工事費、リフォーム工事費）	市では以下の条件をすべて満たす住宅について耐震診断・耐震改修費用の一部を助成する。 木造で一戸建てのもの、建物の過半が昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工されているもの、在来軸組工法によるもの
5-5	高齢者住宅改善補助	射水市高齢者住宅改善費補助金交付要綱に基づき補助する。
5-6	三世代同居住宅支援事業	空き家の発生防止と子育て・介護環境の充実を図るため、三世代同居住宅のリフォーム工事費を補助する。増改築、リフォーム工事費の 5 分の 1（補助限度額 30 万円）
5-7	就業者居住支援事業	認定就農者若しくは認定就農者になることが確実と認められる者または専ら農林漁業で生計を維持することを目的に農林漁業の法人組織若しくは個人事業者に新たに就職するおおむね 60 歳までの者で市外から市内へ転入する者に対し、一人当たり月額 10,000 円を限度とし、最大 12 月分を助成する。
5-8	明日の射水を担う若者定住助成金制度	市の奨学金や日本学生支援機構奨学金を利用して大学等へ進学し、卒業後、Uターンまたは I ターンして市に定住される方を対象に、予算の範囲内において、奨学金年間返還額の 2 分の 1 の額を助成する。（年額 96,000 円以内とする。）

4.6. 人づくりに関する政策

市では、平成 19 年度を「市民と行政による協働のまちづくり元年」と位置付け、市総合計画の策定においても「市民と行政の協働」を基本姿勢とするなど、積極的に「市民が主役のまちづくり」に取り組んでいる。

平成 29 年には、学生が参画するまちづくり事業の一環として、「いみずうまいもんマップ」を作成した。

No.	名称	施策概要
6-1	射水市協働のまちづくり推進条例（平成 24 年）	協働によるまちづくりをさらに推進するには、市民等や市の役割を明らかにし、共に考え、協力する体制づくりが重要。そのためには、協働の基本原則その他必要な事項を定めるなどルールづくりが必要なことから、新たに条例を制定した。
6-2	いみずうまいもんマップ	学生が参画するまちづくり事業の一環として射水市学生のまちづくり推進会議メンバーが、実際に市内の飲食店を選定し取材したマップ。「学生の財布にやさしいお店、地元ならではの店、学生や若者にあまり知られていないお店」をポイントに、射水商工会議所又は射水市商工会の会員の中から飲食店を選定した。

5. 事業スケジュール（案）

年度	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
スケジュール	庁舎跡地利用支援業務	<p>■実施方針公表</p> <p>■公募型プロポーザル公告（10月頃）</p> <p>■最優秀提案者選定（2月頃）</p>	<p>■契約締結</p> <p>設計（民間事業者）</p> <p>旧庁舎解体工事</p>	<p>整備工事（民間事業者）</p>	<p>開業準備</p> <p>開業</p>